平成２９年（フ）第２３９２号
横浜市青葉区桂台２丁目32番地24　メゾンド桂台Ｂ－202
債務者　花田　紀子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１００号
東京都稲城市平尾１丁目11番地の20ハイツ小賀103号室
債務者　冨田　真二
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１５５号
東京都府中市住吉町２丁目25番地の11ハイツチェリー201
債務者　前原　一人
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０６８号
東京都調布市多摩川３丁目64番地17
債務者　黒岩　市雄
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０８３号
東京都立川市柴崎町３丁目７番25号ｂｅＲｏｏｍ立川804号室
債務者　田中　真央
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４２号
福岡県久留米市通町362番地　パティオ通町402号
破産者　安徳登美子
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６０号
福岡県久留米市高良内町3432番地６
破産者　馬場　布美
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４８８号
埼玉県川口市西川口２丁目５番２－310号トーエーマンション
破産者　渡邊志津雄
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
福岡県久留米市東町512番地６　東洋マンション東町903号
破産者　大重　正博
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０７号
福岡県久留米市東町512番地６　東洋マンション東町903号
破産者　大重　愛美
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９８４号
札幌市豊平区月寒東５条14丁目２番８号
破産者　片山　義弘
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１５号
札幌市豊平区中の島２条２丁目６番11号コーポ福田Ｉ－107号
破産者　佐々木通子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３号
茨城県水戸市元吉田町1775番地の６　105号
破産者　藁谷　知由（旧姓藤沼）
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
川崎市高津区梶ケ谷４丁目２番地７
破産者　山口　智也
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
川崎市川崎区桜本２丁目44番10－205号　サニーパレス
破産者　廣部　哲也
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
川崎市宮前区馬絹１丁目30番46号　フォーリーフガーデン　202
破産者　山本有希子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
新潟県新発田市日渡22番地１
破産者　河内　　清
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２９号
愛知県小牧市大字小松寺84番地１　コーポ太閤203号、従前の住所愛知県小牧市大字下末1512番地１　シャトー小牧Ⅲ1002号
破産者　野田　清治
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部